【営業種目】

【総合解体業】
各種建屋解体工事　杭撤去工事
各種プラント解体工事　山留工事
内装・改修工事　土木工事
アスベスト撤去全般　収集運搬

【一級建築士事務所】
一級　東京都知事登録　第６４１９３号
【海外技能実習生支援事業】
【ホテル運営事業】
【宅地建物取引業】
東京都知事（１）第１０１５７６号
【総合コンサルティング事業】

【許認可】

建設業許可
東京都知事　許可（特－２）第１３８６１１号
産業廃棄物収集運搬業許可

東京都	第０１３００１５２７７５号
埼玉県	第０１１００１５２７７５号
千葉県	第０１２００１５２７７５号
茨城県	第００８０１１５２７７５号
神奈川県	第０１４００１５２７７５号
群馬県	第０１０００１５２７７５号

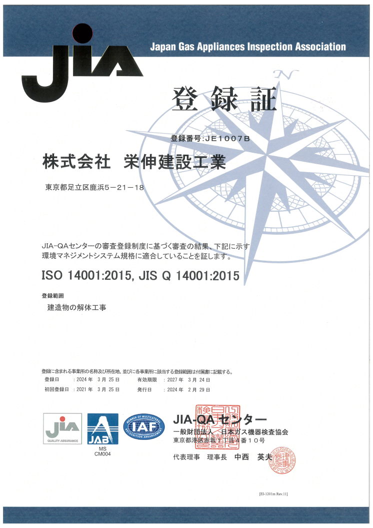

Japan Gas Appliances Inspection Association

登 録 証

登録番号:JE1007B

株式会社　栄伸建設工業
東京都足立区鹿浜5－21－18

JIA-QAセンターの審査登録制度に基づく審査の結果、下記に示す環境マネジメントシステム規格に適合していることを証します。

ISO 14001:2015, JIS Q 14001:2015

登録範囲
建造物の解体工事

登録に含まれる事業所の名称及び所在地、並びに各事業所に該当する登録範囲は付属書に記載する。
登録日　：2024年　3月　25日　　有効期限　：2027年　3月　24日
初回登録日　：2021年　3月　25日　　発行日　：2024年　2月　29日

JIA-QA センター
一般財団法人　日本ガス機器検査協会
東京都港区赤坂１丁目４番１０号
代表理事　理事長　中西　英夫

[EI-1201m Rev.11]

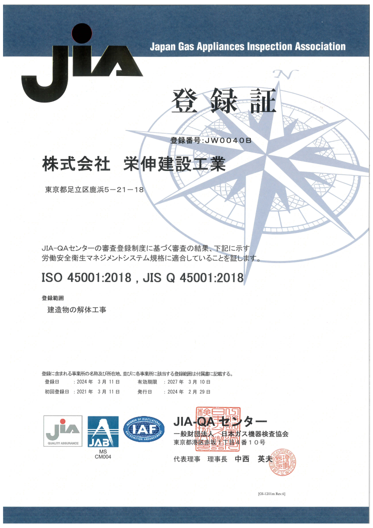

Japan Gas Appliances Inspection Association

登 録 証

登録番号:JW0040B

株式会社　栄伸建設工業
東京都足立区鹿浜5－21－18

JIA-QAセンターの審査登録制度に基づく審査の結果、下記に示す労働安全衛生マネジメントシステム規格に適合していることを証します。

ISO 45001:2018 , JIS Q 45001:2018

登録範囲
建造物の解体工事

登録に含まれる事業所の名称及び所在地、並びに各事業所に該当する登録範囲は付属書に記載する。
登録日　：2024年　3月　11日　　有効期限　：2027年　3月　10日
初回登録日　：2021年　3月　11日　　発行日　：2024年　2月　29日

JIA-QA センター
一般財団法人　日本ガス機器検査協会
東京都港区赤坂１丁目４番１０号
代表理事　理事長　中西　英夫

[OI-1201m Rev.6]

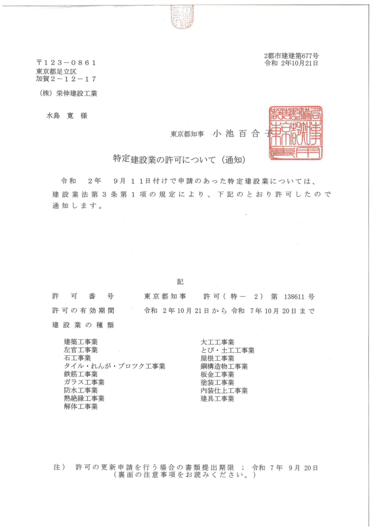

2都市建建第677号
令和 2年10月21日

〒１２３－０８６１
東京都足立区
加賀２－１２－１７
（株）栄伸建設工業

水島　寛　様

東京都知事　小 池 百 合 子

特定建設業の許可について（通知）

令和　２年　９月１１日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号	東京都知事　許可（特－　2）第 138611 号
許可の有効期間	令和　2年10月21日から 令和　7年10月20日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロツク工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和　7年　9月　20日
（裏面の注意事項をお読みください。）

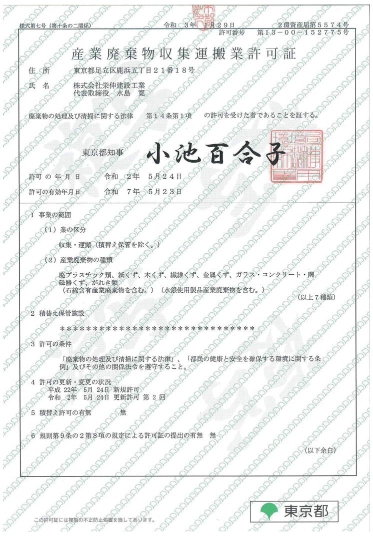

様式第七号（第十条の二関係）　　令和　３年　１月２９日　　２環資産届第５５７４号
許可番号　第１３－００－１５２７７５号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社栄伸建設工業
代表取締役　水島　寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　令和　２年　５月２４日
許可の有効年月日　令和　７年　５月２３日

１　事業の範囲
（１）業の区分
収集・運搬（積替え保管を除く。）
（２）産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（以上７種類）

２　積替え保管施設
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

４　許可の更新・変更の状況
平成 22年　5月　24日　新規許可
令和　2年　5月　24日　更新許可 第 2 回

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都

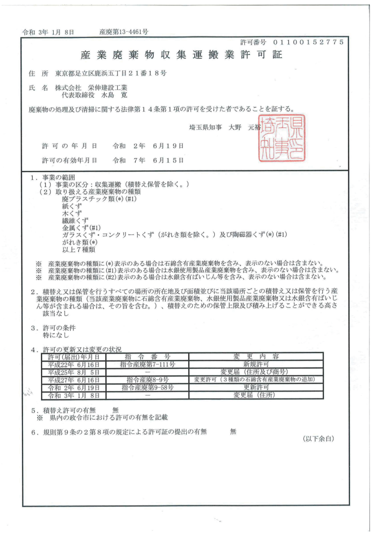

令和 3年 1月 8日　　産廃第13-4461号
許可番号　０１１００１５２７７５

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社　栄伸建設工業
代表取締役　水島　寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　大野　元裕

許可の年月日　令和　２年　６月１９日
許可の有効年月日　令和　７年　６月１５日

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
（２）取り扱える産業廃棄物の種類
廃プラスチック類(*)(#1)
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)
がれき類(*)
以上７種類

※　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
特になし

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年 6月16日	指令産廃第7-111号	新規許可
平成25年 8月 5日	－	変更届（住所及び商号）
平成27年 6月16日	指令産廃8-9号	変更許可（３種類の石綿含有産業廃棄物の追加）
令和 2年 6月19日	指令産廃第9-58号	更新許可
令和 3年 1月 8日	－	変更届（住所）

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）

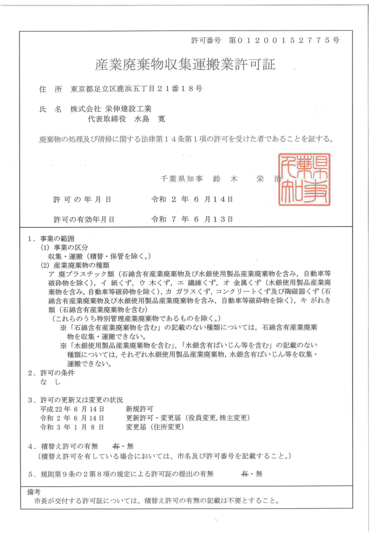

許可番号　第０１２００１５２７７５号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社 栄伸建設工業
代表取締役　水島　寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　鈴　木　栄　治

許可の年月日　令和 ２ 年 ６ 月１４日
許可の有効年月日　令和 ７ 年 ６ 月１３日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），イ 紙くず，ウ 木くず，エ 繊維くず，オ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），カ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），キ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．許可の条件
なし

３．許可の更新又は変更の状況
平成 22 年 6 月 14 日　新規許可
令和 2 年 6 月 14 日　更新許可・変更届（役員変更，株主変更）
令和 3 年 1 月 8 日　変更届（住所変更）

４．積替え許可の有無　~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

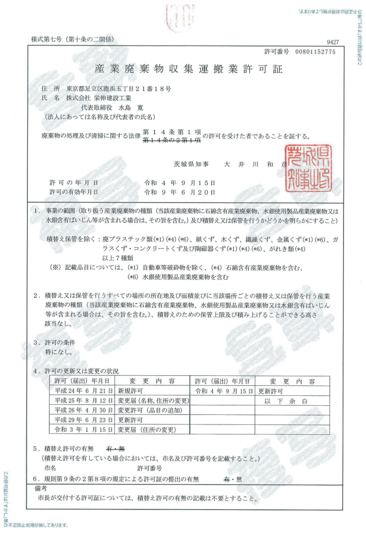

この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

様式第七号（第十条の二関係）　　9427
許可番号　00801152775

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社 栄伸建設工業
代表取締役　水島　寛
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 ~~第１４条の２第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　大 井 川 和 彦

許可の年月日　令和 ４ 年 ９ 月１５日
許可の有効年月日　令和 ９ 年 ６ 月２０日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)
以上７種類
（※）記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

３．許可の条件
特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成 24 年 6 月 21 日	新規許可	令和 4 年 9 月 15 日	更新許可
平成 25 年 8 月 12 日	変更届（名称,住所の変更）		以下余白
平成 26 年 4 月 30 日	変更許可（品目の追加）		
平成 29 年 6 月 23 日	更新許可		
令和 3 年 1 月 15 日	変更届（住所の変更）		

５．積替え許可の有無　~~有・無~~
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

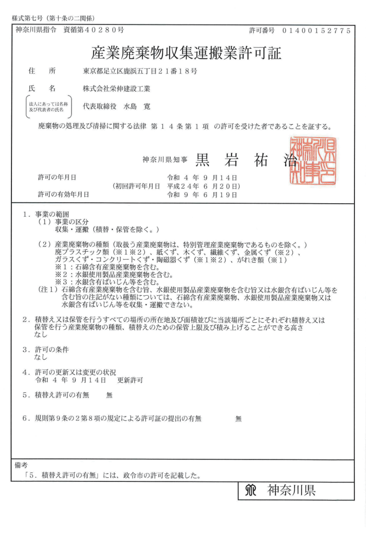

様式第七号（第十条の二関係）
神奈川県指令　資循第４０２８０号　　許可番号　０１４００１５２７７５

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社栄伸建設工業
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　水島　寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒 岩 祐 治

許可の年月日　令和 ４ 年 ９ 月１４日
（初回許可年月日　平成２４年 ６ 月２０日）
許可の有効年月日　令和 ９ 年 ６ 月１９日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
（２）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
廃プラスチック類（※１※２）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（※２）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※１※２）、がれき類（※１）
※１：石綿含有産業廃棄物を含む。
※２：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３：水銀含有ばいじん等を含む。
（注１）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和 ４ 年 ９ 月１４日　更新許可

５．積替え許可の有無　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

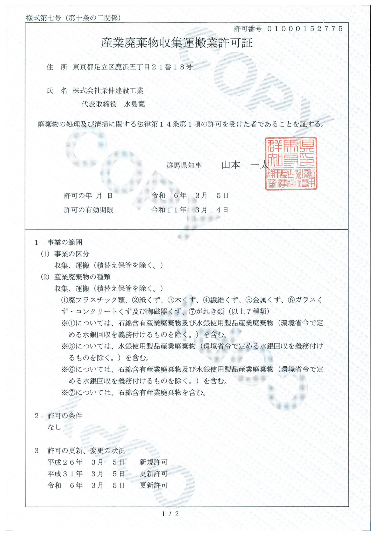

様式第七号（第十条の二関係）
許可番号　０１０００１５２７７５

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　東京都足立区鹿浜五丁目２１番１８号
氏　名　株式会社栄伸建設工業
代表取締役　水島寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事　山本　一太

許可の年 月 日　令和　６年　３月　５日
許可の有効期限　令和１１年　３月　４日

１　事業の範囲
(1) 事業の区分
収集、運搬（積替え保管を除く。）
(2) 産業廃棄物の種類
収集、運搬（積替え保管を除く。）
①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上７種類）
※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
※⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む。

２　許可の条件
なし

３　許可の更新、変更の状況
平成２６年　３月　５日　新規許可
平成３１年　３月　５日　更新許可
令和　６年　３月　５日　更新許可

1 / 2

EISIN GROUP